

びいあらいぶ Be Alive!

2015年 5月 1 月号

発行元：パルシステム共済生活協同組合連合会
共済事業部『びいあらいぶ』編集委員会

パルシステムの保障

<http://www.palsystem-kyosai.coop/>

パルシステムの保障

検索

正しく理解していますか？

自転車の乗り方&ルール

レジャーとしてだけでなく、日常生活の移動手段としても欠かせない「自転車」。
子どもから高齢者まで幅広い年代が手軽に利用できる反面、事故につながることも多く、
ここ数年は交通事故件数の約2割を自転車事故が占めています。
気候もよく、自転車で出かけるのに最適な季節。自転車の正しい乗り方を再確認し、
安全に利用するようにしたいですね。

〈参照〉
一般社団法人日本損害保険協会 ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/>
警察庁 ホームページ <http://www.npa.go.jp/>

自転車事故による死傷者の 約40%が若者と子ども

平成25年に発生した自転車乗用中の交通事故は約12万件。また、死傷者数は12万人と、交通事故全体の死傷者数の約15%を占めています。これは自動車事故による死傷者数に次ぐ多さで、オートバイなどによる事故よりも多い数となっています。

自転車事故による死傷者を年代別にみると、学齢期である6～24歳がいちばん多く全体の22%を占めており、5歳以下もあわせると全体の約40%となり、若者・子どもの事故が多いことが数字でも見てとれます。

無理な運転をしなければ 自転車事故を防げます

道路交通法では、自転車は自動車とおなじ「車両」として扱われ、車両としての交通ルールを守る必要があります。交通ルールを守らなかったために事故となった場合は、自転車側が加害者となり責任を問われることも。日常でよく見かける「安全確認無しの急な進路変更」「一時不停止（一時停止の標識を無視）」「信号無視」などは、自転車による加害事故の原因の上位を占めています。

自転車事故でケガをしない・させないために、なにより大切なのは「交通ルールを守って、安全運転をこころがける」ことです。



自転車は“車”です。

事故にあう前・起こす前に、家族で乗り方を総点検！

自転車は法律上では「車」として扱われます。そのため、走行にあたっては交通ルールが定められており、違反すると罰金や罰則が科せられます。これらは子どもにも適用されるので、家族でしっかり確認しておきたいですね。

「自転車安全利用五則」を守りましょう。

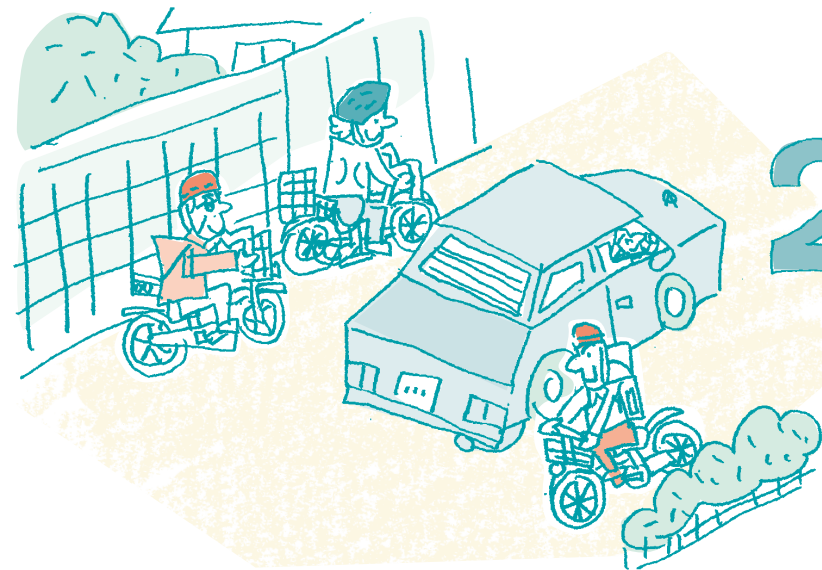
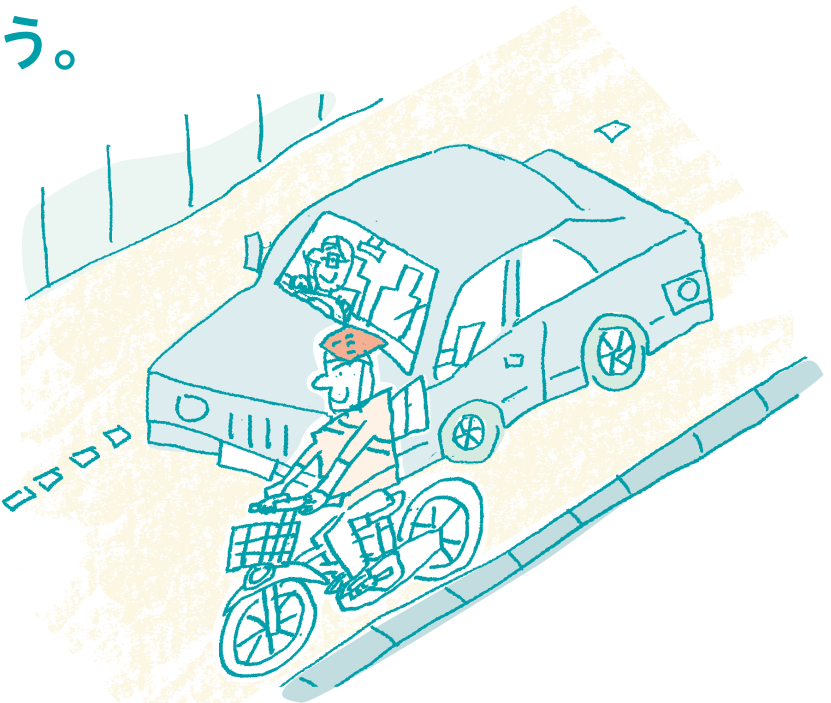
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置付けられています。自動車と同じ位置付けなので、歩道と車道の区別がある場所では、自転車は車道を通行するのが原則です。

違反した場合 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

また、自転車道がある場合は、自転車道を通行しなければなりません。

違反した場合 2万円以下の料料

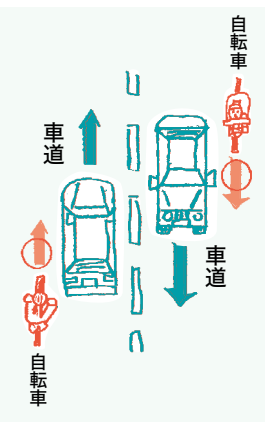


2 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません(車と同じ向きで走行)。自転車道を通行する場合も必ず左側を通行しましょう。

違反した場合

3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車も例外的に歩道を通行できる場合があります。※しかし歩道はあくまでも歩行者優先。歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

違反した場合 2万円以下の罰金または料料

※自転車歩道が歩道を通行できる場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識がある場合
- 子どもや高齢者などが運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむをえない場合

「自転車歩道通行可」の標識



4 安全ルールを守る

これらはよく見かける行為ですが、違反行為にあたり、罰則が設けられています。

違反した場合

- 飲酒運転 …… 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 二人乗り …… 2万円以下の罰金または料料
- 夜間無灯火 …… 5万円以下の罰金または料料
- 並走 …… 2万円以下の罰金または料料
- 信号無視 …… 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 一時不停止 …… 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

こんなことにも
注意を

以下の行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反(5万円以下の罰金)にあたる場合があります。

- 自転車乗用中の携帯電話・スマートフォン、イヤホン等の使用
- 傘さし運転

加害者になってしまうと さまざまな責任が問われます

法律違反をして事故を起こした場合、自転車であってもさまざまな責任が問われることになります。

- 刑事上の責任
相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。
- 民事上の責任
被害者に対する損害賠償の責任を負います。

近年の判例では、損害賠償の賠償額が数千万円と高額になるケースも出ています。この賠償責任は未成年であっても免れることはできません。

●個人賠償責任保険で備えを

自転車事故など日常生活における偶然な事故で、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合、個人賠償責任保険に加入していると保障の対象になります。



5 子どもはヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、保護責任者は児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

事例1

賠償額※/9,521万円

事故の概要/男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事例2

賠償額※/9,266万円

事故の概要/男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で行進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

日本損害保険協会調べ

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。